

## 知事コメント (国土交通大臣の裁決について)

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認の取消しに対して、平成30年10月17日に沖縄防衛局が国土交通大臣に行った審査請求に関し、本日、国土交通大臣が、埋立承認取消しを取り消す旨の裁決を行ったとの報告を受けました。

本県がかねてから主張しておりますように、沖縄防衛局と国土交通大臣は、内閣の一致した方針に従って本件事業を進める政府の機関であり、その国土交通大臣が審査請求に係る審査を行うことは、あたかも選手と審判を同じ人物が兼ねているようなものであります。今回の裁決は政府による「自作自演」であって、まさしく結論ありきのものであると言わざるを得ません。

そもそも沖縄防衛局は国の行政機関であり、「固有の資格」、つまり一般国民とは違う立場で公有水面埋立承認取消処分を受けたものであり、国民の権利利益の救済を目的とする行政不服審査法に基づく審査請求を行う資格を持たないものであります。

これらの点については、昨年10月に110名もの行政法学者から「制度の濫用」との指摘がなされているところです。

本県は、埋立承認取消しを適法に行ったものであり、当該承認取消しを取り消されるいわれは全くありません。

今回の裁決に対する今後の対応については、国土交通大臣から裁決書が到達した後に、その内容を精査した上で、正式に決定することとしておりますが、国地方係争処理委員会への審査申出等を含め、然るべく、毅然と対応してまいりたいと考えております。

私は、ぶれることなく、県民投票によって示された辺野古の埋立てに反対するとの民意に添い、全身全霊をもって県民の強い思いに応えてまいります。

県民、そして国民の皆様におかれましては、なお一層の御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成31年4月5日

沖縄県知事 玉城 デニー